

なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第五十三号

なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス管理運営規則の一部を改正する規則

なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス管理運営規則（令和三年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

（設備等の使用料）

**第九条** 条例別表第二の二の規則で定める設備等について当該規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

附則第二項中「第九条」を「第十条」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

#### 別表第二（第九条関係）

音響設備					区分	
					設備等の名称	
				ワイヤレスマイク（ハンド型）	一個	二、〇九〇円
				ワイヤレスマイク（タイプイン型）	一個	二、〇九〇円
				ダイナミックマイク	一個	五五〇円
				マイクスタンド（床上型）	一本	三三〇円
				マイクスタンド（卓上型）	一本	二二〇円

諸設備		映写設備				
椅子	机	ブルーレイプレーヤー	可搬型スクリーン	プロジェクター	コンパクトディスクプレーヤー	ワイヤレスアンプ
一脚	一卓	一台	一帳	一台	一台	一台
一一〇円	二二〇円	一、二二〇円	八八〇円	三、一九〇円	六六〇円	一、三二〇円

備考 セミナーハウスの設備等以外の物を使用する場合において、電気等を使用し  
たときは、実費相当額を徴収する。

第三号様式中「~~毎6~~」を「~~毎10~~」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。